



年金制度はこう変わります！

社会保障・税一体改革に関連し、平成24年11月26日に「国民年金法改正法」が公布されました。

一・特例水準の解消【平成25年10月から3段階で実施】

○現在の年金額は、過去（平成11～13年）の物価下落時に年金額を据え置いたことなどによって、本来の水準よりも2.5%高い水準となっています（特例水準）

○世代間公平の観点から、この特例水準（2.5%）について通常の物価スライドとは別に、平成25年10月に1%、平成26年4月に1%、平成27年4月に0.5%ずつ年金額を引き下げて解消します。

特例水準解消による年金月額推移のイメージ

| 年 月 | 基礎年金(満額) |
|------------------|----------------|
| 平成24年 4月～ | 65,541円 |
| 平成25年10月～(▲1.0%) | 64,875円(▲666円) |
| 平成26年 4月～(▲1.0%) | 64,200円(▲675円) |
| 平成27年 4月～(▲0.5%) | 63,866円(▲334円) |

※仮に、物価・賃金が上昇も下落もしない前提の年金額です。

ここに注意

物価や賃金が上昇した場合は、物価スライドによる年金額の引き上げが行われないため、特例水準解消の引き下げ率は減少します。

年金と連動してスライド措置がとられている児童扶養手当等の特例水準（1.7%）も3年間で解消されます。

二・年金特例公債により基礎年金

国庫負担を2分の1に

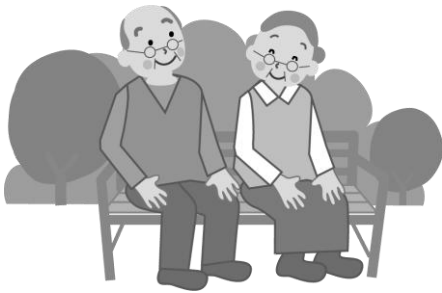
【平成24年11月実施】

○年金特例公債の発行により平成24年度、平成25年度の基礎年金の国庫負担割合2分の1を維持します。

○年金特例公債は、消費税増税（平成26年4月から8%、27年10月から10%）による収入によって平成45年度までに償還します。

ここに注意

○平成26年度以降は、消費税増税によって基礎年金の国庫負担2分の1が恒久化されます。



保険料の納付が困難なときは

経済的な理由などによって国民年金保険料を納められない場合は、保険料が免除されます。

免除制度には申請免除と法定免除がありますが、ここでは申請免除について説明します。

申請免除は、免除の申請を行い、本人・世帯主・配偶者の所得や失業、災害などの状況について審査と承認を経た上で保険料が免除される制度で、全額免除と一部免除があります。

一部免除には4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。申請者本人、世帯主、配偶者の所得に応じてこれらの免除をうけられます。申請期間は7月から翌年6月までとなり、平成24年度分の申請は今月で受け付けを終了します。まだ申請されていない方は早急に申請してください。

詳しくは役場年金窓口までお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

(電話) 34・2121内線413

日本年金機構 旭川年金事務所

(電話) 0166・72・5002